

事務連絡

平成24年11月2日

関係団体事務局長 様

京都府健康福祉部介護・地域福祉課

(電話：075(414)4561 担当：谷内)

京都府介護・福祉人材育成等システム導入促進事業費補助金について

上記事業を実施するにあたり、別添のとおり、補助金交付要綱を改正するとともに、事業実施要領を制定したところです。

本事業については、現在検討中の「福祉人材育成認証（仮称）」の取得に活用いただくための補助事業として位置づけており、事業者団体及び職能団体にも積極的にご活用いただきたいと考えております。

つきましては、今年度の本補助金の申請にあたっては、事前に、12月10日（月）までに、当課振興担当までご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

<事業概要>

区分	(1) 人材育成・定着システム導入支援事業	(2) キャリアアップ支援事業
補助対象	職員の人材育成・定着計画を策定し、人材育成認証の取得を目指す介護・福祉事業所	人材育成認証の取得を目指す事業所の人材育成・定着の取組を支援する事業者団体、職能団体
対象事業	(1) 職員の人材育成及び定着に資する計画を策定し、その計画に基づき実施する事業 (2) 府が付与する介護・福祉人材の育成に係る認証（以下「認証」という。）の取得に必要な事業 <事業例> ・人材育成・定着に関するコンサルティング ・評価制度導入に係る評価者研修 ・目標管理制度運用研修 ・メンタルヘルス ・第三者評価受診 等	認証の取得を目指す事業所の人材育成又は定着を支援する事業 <事業例> ・コーチング研修 ・リーダー養成研修 ・OJT指導者研修 ・目標管理制度導入研修 ・国家資格受験対策講座 等
補助対象経費	上対象事業の実施に要する経費で次に掲げるもの 報酬、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料 等	
補助率	1/2（上限300千円） ※ただし、他法人の事業所と連携して取り組む場合は、上限500千円とする。	1/2 （上限156千円/1日当たり）